

企画調査課長

調査資料 No. 56

# ブラジルの農業金融制度

昭和41年3月

海外移住事業団

国際協力事業団

受入 月日 '84.9.13	703
登録No. 15007	81.5
	EM

## ブラジルの農業金融制度

### まえがき

この資料は、在サンパウロ総領事館がほん訳・作成したものであるが、移住実務担当者の執務上極めて有益であると思われるので活用ありたい。

JICA LIBRARY



1025463[9]

昭和41年3月

企画調査課長

## ブラジルの農業金融制度

### 目 次

才1節	伯国の金融体系	1
才2節	伯国政府の農業金融政策	2
才3節	伯銀、州銀の農業融資	5
才4節	市銀並に信用組合の農業金融	10
才5節	農村融資調整委員会 (C N C R)	12
才6節	その他の農業融資	15
1.	ブラジル・コーヒー院 (I B C)	15
2.	砂糖酒精院	16
3.	農地改革院	17

### (資料の部)

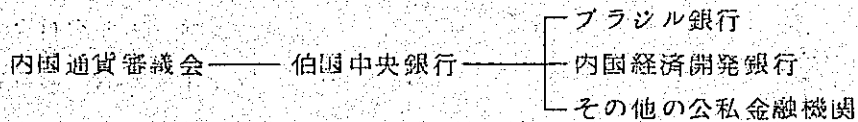
1.	1964年12月31日附法律才4595号 「通貨、銀行、信用の政策、機関の統制、内国通貨審議会の創設」 (銀行改革法)	21
2.	1963年9月3日附SUMOC指令才247号 「市中銀行の農村融資業務の特典」	46
3.	1963年3月2日附法律才4214号 「農村労働法」………抜萃 (才9部 社会事業)	48
4.	1963年12月10日附法令才53154号 「農村社会保障規制」………抜萃 (才5編才1章 農村社会保障の維持費について)	49
5.	C. N. C. R 指令 「農業再融資義務一般条件」	51
6.	1964年11月30日附法律才4504号 「農地法」………抜萃 (才3章 農地改革の資金調達)	55

## ブラジルの農業金融制度

### オ一節 伯国の金融体系

ブラジルの諸金融機関並びにそれらが行っている融資等の活動は、従来必ずしも画然と体系づけられておらなかつたが、伯国政府は1964年12月31日附法律オ4595号「通貨・銀行・信用の政策・機関の統制・内国通貨審議会の創設・その他に關する件」一通称「銀行改革法」(末尾資料の部の1、参照)一を公布し、従前の通貨信用監督局(SUMOC)と伯銀業務の一部を統合して中央銀行を創設するほか、金融機構並びに通貨金融政策の体系づけを行なつた。

同法オ1条が規定する金融通貨機構の基本体系は、下記図式のとおりである。



#### (イ) 内国通貨審議会(新設)

従前の通貨信用監督局(SUMOC)審議会が廃止され、新に設けられたもので、本審議会は蔵相を会長とし、伯銀総裁・開銀総裁及び大統領が任命する任期6年の6名の委員(外に工商相、経済企画相も参加できる)より構成され、財政金融政策の調整、通貨及び為替、金融に關する規則の制定、通貨発行の承認、監督、中銀を含む金融機関、証券取引所等の活動の統制その他の重要施策の決定に當る最高機関とされている(同法オ2章)。

本審議会は、農業金融に關しては、他の銀行委員会、資本市場委員会、工業融資委員会と並んで「農業融資委員会」を有し、重要施策の審議を行なう建前をとっている。

#### ロ) 中央銀行（新設）

従前の通貨信用監督局（SUMOC）を主体に、伯銀が有した通貨発行権その他の業務を吸収して、上記審議会の実施機関の性格で新設されたものであり、銀行関係法令並びに審議会の公布する諸規定を執行するとともに、通貨発行の衡に当り、伯銀を含む凡ての金融機関の監督、外国資本の統制に当り、又金融機関に対する特定の再割引、貸付、強制預託金、特定の預金の管理等の業務をも行なう（同法才3章）。

従前農務省の監督下にあった農村信用組合も同法により中銀の監督下に置かれることとなった（同法才7章才55条）。

#### イ) その他の金融機関

伯銀、開銀を初め、州銀、普通銀行は勿論、信用投資会社、農村信用共同組合等もこの部類に属し、本法並びに関係法令の規定に基づき、それぞれの業務を営むこととなっている（同法才4章）。

これらの内、開銀を除き他の殆んどどの機関が農村融資業務を行なっているが、なお農村融資に関係ある特殊機関としてはこの他に農村融資調整委員会（CNCR）、農地改革院（IBRA）、珈琲院（IBC）、砂糖酒精院（IAA）等が挙げられなければならぬ。

### 才2節 伯政府の農業金融政策

ブラジルは、まだ何と云っても過半農業国であり、輸出に従って外貨獲得の大宗も農産品に依存しているので、農業振興、農業金融政策に注力していることは勿論である。そのことは、珈琲院（IBC）、砂糖酒精院（IAA）の設置、1964年農地法の制定にも見受けられるが、農業融資については次の如き法的措置を講じている。

#### (イ) 法律才4595号の優遇規定

前掲銀行改革法才4条才9項は、

「9. 必要に応じて、中銀の実施するものを含み、利息、割引料、及

ひその他一切の形態における銀行業務及び金融の操作並びに役務の報酬の各限度を（審議会が）決定すること。

但し下記に列挙する諸項の助成に充当するための融資に対しては、有利な利率を保証する。

- (a) 土壌の地力回復と施肥
- (b) 再植林
- (c) 農村活動における家畜の疫病及び作物の虫害との斗争
- (d) 農村電化
- (e) 機械化
- (f) かんがい
- (g) 農業牧畜活動に欠くべからざる投資」

と規定している。

又、同法才 53 条は次の特別措置を規定している。

「農村又は牧畜融資の実施は、当国における現行最低給料最高額の 50 倍を限度とし、手数料、評価費用及び印紙税を免除し、公証役場における登記を必要としない」

ブラジルの現行法定利率は最高年 12.6 に抑えられており、特定の工業融資を除き法的には農業融資の利息は認められていない筈となっている。

又、伯銀、州銀、農村融資調整委員会の農村融資は、後述する如く一般の市中金利が年 25～30% であるのと比較して実際低利率で行なわれている。

#### (ロ) SUMOC 指令才 247 号の優遇規定

旧通貨信用監督局（SUMOC）指令才 247 号は、市中銀行が農村融資を行なう場合の諸特典を次のように定めている（末尾資料の部の 2 を参照）

「才 1 条 市中銀行が本期以降に、伯銀支店の存在しない市場におい

て、生産者又はその組合を相手として下記列挙の実施条件に該当する農牧畜業融資の典型的な実施に実際に運用した金額については、今後は去る3月7日附指令才235号才2条による強制預託の所要額（当座預金の28%と定期預金の14%を伯銀（中銀）に預託する）としこれを控除することが出来る。

- (a) 50万<sup>000</sup>円までの信用受益者と認定せられ、自身で活動に従事する小規模の生産者が、経営する食料物資の栽培農業や採乳用牧畜への融資。
- (b) 120日を下らず、且生産物の生育の周期と、その売捌のための合理的な期間の合算分を保証するに足る期限。
- (c) 37年8月30日法令才3253号（農村融資手形の制定その他に関する件）によって定められた機関の何れかによって行なわれる貸付。

なお、利息は法定最高利率までこれを引上げることが出来るし、貸付額の1%を超過しない監督料の徴収もこれを許可する。」

「才4条 本指令に基づく特典を利用した後に預金残高が減少した結果として手許資金に不時の困難を惹き起す可能性ある銀行は、再割引を行なう市場と、支払を受け又は請求をなすべき市場とが必ず一致しない場合でも、前記才1条に基づく貸付を表示する書類が、その資本金と自由積立金の合計額の50%を超過しない限り、前記法令才3253号才30条（農村融資手形の再割引に関する規定）の規定に従い、現行の正常な枠の外において、並びに蒙った預金残高の低減総額を限度として再割引することができる。」

#### （イ）農業融資の様式並に抵当の規制

伯国政府は農業融資の実施手続、証書作成の基準を統一し、融資機関、被融資者双方の便を図る見地から、1937年8月30日附法律才492号をもって「農業抵当及び抵当証書に関する規定」（末尾頁



料の3参照)を、又1957年8月27日附法律第3253号をもって「農業融資の手形の制定及びその他の規定」(末尾資料の部の4参照)を定めている。

### 才3節 伯銀、州銀の農業融資

伯銀は中央銀行の創設に伴い、一部の業務をこれに吸収されたが、なおブラジル金融機関中實際上の首座を占めている点は変じない。

「銀行改革法才4章才2部才9条」によれば、「伯銀は連邦政府の信用、財政政策の実施の重要機関」と規定され、業務に関しては、国庫歳入出の代理、行政各省、公団等の手許資金の預托受入れ、中銀勘定による外国為替の売買操作、対外貿易の遂行その他重要な権限を与えられている。

伯銀は又前記「銀行改革法才4章才2部才19条10」をもって、「同法才4条才9項及び才5.3条各記載の特典附で農工業的に融資すること」

並びに「同法才9条9」をもって、

「関係立法の規定に従い、中小規模の農村不動産の取得又はその施設につき融資すること」の2業務が規定されている。

伯銀が行っている農業融資は、

- ① 農作物を抵当とする1カ年以内の短期融資
- ② 不動産、機械、その他の農業施設を抵当とする5カ年以内の長期融資

に大別される。

利率は現行は一律年7%であるが、その他に①貸付額3,300コント以上のものに対しては3カ月毎に2%の手数料(Comissão de Fiscalização) -自動車の場合は3%-と②抵当物件毎に異なる率の評価料(Taxa de Avaliação)を徴収される(それ以外に若干の登記費用を要するが、これは伯銀の所管外である)。

て、生産者又はその組合を相手として下記列举の実施条件に該当する農業融資の典型的な実施に実際に運用した金額については、令後は去る5月7日附指令才235号才2条による強制預託の所要額（当座預金の2.8%と定期預金の1.4%を伯銀（中銀）に預託する）としこれを控除することが出来る。

(b) 50万円までの信用受託者と認定せられ、自身で活動に従事する小規模の生産者が、経営する食料物資の栽培農業や採乳用牧畜への融資。

(c) 120日を下らず、且生産物の生育の周期と、その売却のための生産的な用途の含養分を保証するに足る期限。

(d) 57年5月30日法令才3253号（農村融資手形の測定その一に關する件）によって定められた機関の何れかによって行なわれる貸付。

なお、利息は法定最高利率までこれを引上げることが出来るし、貸付額の1%を超過しない監督料の徴収もこれを許可する。」

「オ・条」本指令に基づき特典を利用した後に預金残高が減少した結果として手許資金に不時の困難を惹き起す可能性ある銀行は、再割引を行なう市場と、支払を受け又は請求をなすべき市場とが必ず一致しない場合でも、前記才1条に基づく貸付を表示する書類が、その資本金と自由積立金の合計額の50%を超過しない限り、前記法令才3253号才30条（農村融資手形の再割引に關する規定）の規定に従い、現行の正常な枠の外において、並ひに蒙った預金残高の低減総額を限度として再割引することができる。」

#### イ 農業融資の機式並に抵当の規制

伯國政府は農業融資の実施手続、証書作成の基準を統一し、融資機関、被融資者双方の便を図る見地から、1937年8月30日附法律才492号をもって「農業抵当及び抵当証書に關する規定」（末尾頁

料の3参照)を、又1957年8月27日附法律第3253号をもって「農業融資の手形の制定及びその他の規定」(末尾資料の部の4参照)を定めている。

### 第3節 伯銀、州銀の農業融資

伯銀は中央銀行の創設に伴い、一部の業務をこれに吸収されたが、なおブラジル金融機関中実際上の首座を占めている点は変じない。

「銀行改革法第4章第2部第9条」によれば、「伯銀は連邦政府の信用、財政政策の実施の重要機関」と規定され、業務に別しては、国庫歳入出の代理、行政各省、公団等の手許資金の預託受入れ、中銀勘定による外国為替の売買操作、対外貿易の遂行その他重要な権限を与えられている。

伯銀は又前記「銀行改革法第4章第2部第19条10」をもって、「同法第4条第9項及び第53条各記載の特典附で農工業的に融資すること」

並びに「同法第9条9」をもって、

「関係立法の規定に従い、中小規模の農村不動産の取得又はその施設につき融資すること」の2業務が規定されている。

伯銀が行っている農業融資は、

- ① 農作物を抵当とする1カ年以内の短期融資
- ② 不動産、機械、その他の農業施設を抵当とする5カ年以内の長期融資

に大別される。

利率は現行は一律年7%であるが、その他に①貸付額3,300コント以上のものに対しては3カ月毎に2%の手数料(Comissão de Fiscalização) -自動車の場合は3%-と②抵当物件毎に異なる率の評価料(Taxa de Avaliação)を徴収される(それ以外に若干の登記費用を要するが、これは伯銀の所管外である)。

以上の条件は、一般金融機関の貸付け利率が通常25%以上であることから見れば若しく有利であり、貸付け方法も所定条件に合致さえせば比較的簡易に行なわれている。

なお、伯銀その他より農業手形により生産物抵当のこの種農業融資を受けた場合は、抵当生産物の受託人（組合、商人）の指定を要し、指定された受託人はその売上高を融資銀行を通じて支払わねばならず

（1937年8月30日附法令才492号才20条単項）、又指定受託人はその受託物に関する数量、売上金額等の報告を融資銀行宛にする義務を負い、理由なくこの義務に違反した場合は、罰金を課せられることとなっている（1938年12月29日付法令才1003号才3条）。

次に各州の州立銀行も又伯銀に準じた農業融資を行っている。

一例として、サンパウロ州銀が行なっている農業融資を挙げれば、期限は略伯銀と同様であるが、農作物抵当貸しの利率は4.00%迄が年1.0%、それ以上最高は8.00%迄で年1.1%、但し肥料資金の場合は最高4.00%迄に制限され、以上の外に手数料

（Comissão de Fiscalização）が1%となっている。評価料（Taxa de avaliação）については詳にしない。

伯銀並びに州銀による以上の農業融資は全ブラジルの農業融資の大半を占めている（本稿末尾掲出才1表及才2表参照）

なお、伯国政府は、1963年3月2日付法律才4214号農村労働法をもって、農村労働者扶助保障基金を設けることとし、農産物生産者は、その農畜産物販売価額の1%をその取引日から15日以内に保障料としてIAPF（産業労働者厚生院）に納入しをければならぬものと規定しているが（同法才1章才158条）、若し農業生産者が本保障基金への登録、従って又保障料積立の義務を果たさない場合は、伯銀又はその他の政府系金融機関よりいかなる補助金ないしは融資を受けることはできない旨規定されている（1963年12月10日附大統領令才53.154

## 伯銀農業融資の条件例

(40.8.25調)

### 1. 担保又は保証

抵当物…生産物，不動産，保証人（登録者に限る）

### 2. 生産物融資

(イ) コーヒー	生産予想額の60%まで	1年
(ロ) 棉花	生産予想額の60%まで	〃
(ハ) 米	生産予想額の40~60%	〃
(ニ) フェイジョン	生産予想額の50%	〃
(ホ) とうもろこし	生産予想額の60%	〃
(ヘ) 馬鈴しょ	生産予想額の30~45%	〃
(ト) 落花生	生産予想額の40%	〃
(チ) 大豆	生産予想額の40%	〃
(リ) 養鶏	（2カ年以上継続者で，500羽以上で不動産所有者，融資額は支払能力検討の上ケース・バイ・ケース） 1年以上4年まで	

### 3. 期間

農作物は普通1カ年

永年作物はブドー2年，ゴム3年

### 4. 利率

7%より12%まで

作物により異りまた地方によって異なるので，地方支店にて調査する必要がある。

### 5. 融資額

作物により，また地方により異り，なお植付量によって異なる。

### 6. 保証人 伯銀信用調査部に登録者であること。

1) 作物に対する融資 利率 1.1%

(単位コント)

(イ) コーヒー	(1,000本に対し)	生産高 6袋以上	60
	( # )	# 12.5袋以上	130-220 (特別)
(ロ) 棉花	(1アルケールに対し)		240-440 ( # )
(ハ) 落花生	( # )		170-300 ( # )
(ニ) 米	( # )		160-260 ( # )
(ホ) 砂糖キビ	( # )		80~130-310 ( # )
(ヘ) フェイジョン	( # )		100-180 ( # )
(ト) マンジョカ	( # )		130-250 ( # )
(チ) とうもろこし	( # )		110-200 ( # )
(リ) 柑橘類	( # )		30~90- ( # )

2) 農機具に対する融資 (2~3年)

最高 新トラクター 80%

農機具 80%

古トラクター 70% (最高3,000コントまで)

3) 担保による融資 (不動産所有者に対し)

期間	野菜類	1年
	果物, 養鶏, 養豚, 養蜜蜂	2年まで
融資額	最高 8,000コント	
利率	400コントまで	10%
	400コント以上	11%

4) 保証による融資

保証人は州銀信用調査部に登録済みであること。

融資は最寄の支店に申請すること。

400コトまでの融資は保証人の資産が小額（融資額の2.3倍）でも割合容易にしてもらえるが、400コト以上の融資は、融資額の10倍以上の資産家でないといけない。

地方の有力者又は産業組合を保証人として利用すると良い。

期 間 1カ年（作物により収穫期終了まで）

利 率 1.1%

号才6-1条) (資料の部3参照)

#### 才4節 市銀並に信用組合の農業融資

伯銀、州銀以外の普通銀行——所謂市中銀行も、前出銀行改革法才4条才9項の優遇規定並にSUMOC指令才247号の優遇規定に基づいて農村融資を行なっている。

この場合、市中銀行はSUMOC指令才247号才1条(1)項により、法定最高利率(12%)まで利息を徴収しうる外、貸付額の1%以内の監督料をも徴収することが認められている。しかし、市中実際金利が年間30~40%にも達している伯國の現状では、この金利制限は守られておらず、調査料、手数料等の名目でこの外に10~15%内外の実質金利が附加されているのが実情のようである。

中央銀行発行の最近の月報によれば、1965年3月末における全伯市中銀行(州銀を含む)の貸出合計2兆3千6百75億クルセイロのうち、工業融資が1兆クルセイロと約43%を占めているのに対し、農業及び牧畜向け融資合計は3千4百71億クルセイロ、約15%に過ぎない。これに比すれば、伯銀による農業、牧畜融資の合計は6千4百80億クルセイロで、同行の貸出総額1兆2千6百39億クルセイロの51%に当り、工業向けの34%を遙かに超過しており、伯國においては伯銀の農業融資がなお圧倒的重要性を占めていることを示している(本稿末尾掲出才1表並に才2表参照)。

なお、銀行改革法才4部才25条によれば、

「民間金融機関は、信用組合を除き、その資本金の全部が記名式の株式で代表される株式会社の形態においてのみ、これを設立されることが出来る。」

次に伯國産業組合法(1907年1月5日附法令才1637号及び1932年12月19日附法令才2239号)によれば、伯國におい



ては「7人以上の自然人が経済上共同の目的を達するため、予め資本額を決定することなく、相互に協同する目的の下に社團法人たる産業組合を設立」しうることとなっており、組合の種類としては日本と異り農業、工業、労働、加工、購買、販売、消費、信用、保険、殖産、教化並びに産業組合中央会等の各種のものが含まれているが、このうち「信用組合は相互主義並びに貯蓄により、組合員に低利の信用並びに金銭の獲得を容易をらしむる、又組合員の関係する農業、工業、商業の如何なる小事業にも特別方法にて援助することを主たる目的とする」とされている。

この信用組合は、単業に限らず、他の業務を営む産業組合の信用部としても設立することができる。

当地有力紙“O Estado de São Paulo”新聞の報道によれば、1964年末現在全伯の協同組合数は5,893で、組合員は2,899,372人、資本総額は33.8億クルセイロとなっており、組合総数の中38%は生産組合、9%は信用組合、4%はサービス組合、残り49%は消費組合の内訳で、又組合の融資総額は34.5億クルセイロに達する。と報ぜられている。但し、右融資総額は混合組合の信用部の活動が含まれていないと同紙自ら註釈している上、その融資額のうちの程度が農村融資に属するか判断し難い。

信用組合の行なう融資の利率は法的には年間12%の法定利率に制限されているが、実際はこれも各種名目のものを含め年利率25~30%前後に達するのが通常のようなのである。

信用組合は、その登録後4カ月以上経過した組合員以外のものに対して、貸付を行なうことはできない（銀行改革法才4章才40条）。

又、信用組合は、従前は農務省の監督下に置かれていたが、銀行改革法の制定に伴い、中銀の監督下に移されることとなった（同法才7章才55条）。

なお、信用組合の中央金庫的を機関として「内国協同連合信用銀行」が設けられており、各信用組合の要請に応じて資金の融通を行ない、信用組合の助成に当たっている。

#### 才5節 農村融資調整委員会（CNCR）

伯国政府は、1964年7月14日附法令才54,019号をもって、「農村投資の振興を 舞し、農牧畜業の生産、取引に所要な資金を供給し、中小農業者の経営強化を図り、生産の合理化及び農村生活水準の向上を促進する等、國の農業政策に即応した農村融資の使用、配分が行なわれるよう措置することを目的」として、農務省に所屬する農村融資調整委員会（CNCR）を設置した（同法令才2条）。

同法令才3条によれば、本委員会の任務及び権限は下記のとおりである。

- (1) 融資機関の組織化及び農村生産者に対する技術並びに経済的指導に關する融資機関との調整
- (2) 融資の総合的プランの作成と実施
- (3) 農村融資基準及び配分の優先順位を定め、且つ地域別措置を決定する。
- (4) 特に産業組合を通じ農村融資の供給網の拡充を指導、振興する。
- (5) 農村融資計画の拡充を推進する。
- (6) 農村融資計画に従事する職員の技術の強化
- (7) 農村融資調整の地方組織の設置を推進する。

この委員会は農務大臣を委員長、企画大臣を副委員長とし、これに付屬する評議員会を有するほか、執行機関として事務局を有している（同法令才4条、才10条）。

而してこの委員会は單なる政策の審議、決定機關たるに止まらず、国内及び国外より供給を受けた資金をもって構成される「基金勘定」を採

有し、この基金の配分、管理業務を司ることとなっているため、伯国農業融資部門における強力を存在となっている。

「基金勘定」を構成する基金の内訳は次のとおり。

#### I 外資、特に進歩のための同盟よりの借貸又は外貨資金

(イ) 1964年6月24日、伯米間に締結された融資5,000万ドルの一部200億クルセイロ

(ロ) 今後調印される取極めに基づいて、農村生産者に対し販売のために米国又は他の諸国から輸入される肥料、殺蟻剤、殺虫剤、農器具の長期融資によって生ずる利益

(ハ) PL才480号に基づく米国の余剰農産物輸入についての協定による資金

(ニ) 特に農村金融のため一部資金の保留を規定する外国又は外国法人との決定又は取極めによる資金

(ホ) その他の融資又は贈与

#### II 国内資金

(イ) 1964年5月13日附法令才53912号及び才53913号に関連するSUMOC 指令才270号に基づく石油及び小麦とその副産物の値段との差額より生ずる資金の一部

(ロ) 国家予算による資金

(ハ) 1964年7月14日附大統領令才54019号才16条に基づき実施される取引より生ずる資金

(ニ) 銀行利子

(ホ) 委員会のために明示される他からの資金

(同法令才13条)

この「CNCR基金勘定」よりの資金は、直接融資でなく、融資代行銀行を通じて行われ、農村生産者の協同組合を含む従来より農業畜産活動に従事する個人又は法人のみに利用が認められる（CNCR指令、

農村再融資業務一般条件第1項、資料の部5参照)。

この資金の融資は、事業計画及び活動内容によって次の種類に分けられる。

#### 農業融資

##### I 融資期間1年以内のもの

パパス椰子の採集、収穫、準備費用

##### II 同2年以内のもの

a) 才一種必要食糧品の農耕作業費用及び畑作、果樹栽培を含む。

その費用には、栽培、収穫、荷造り及び市場への運搬経費を含む。

b) 精灌苗及び種子生産用の原野造成

c) 種苗、殺虫剤、殺菌剤、農具、金物道具、鉄条網、小農機具の購入。

d) 受益者の所有にかかると、才一種必要食糧品産物の相当量収容可能な貯蔵庫、倉庫、納屋及び農産品乾燥床の建設、並びに作物洗条設備と洗条室の設置。

#### 畜産融資

##### I 融資期間1年以内のもの

a) 肉および脂肪採取のための豚の飼育費及び肥育費

b) 卵および肉の採取のための養鶏の事業資金、種鶏購入、初生雛購入。

##### II 同2年以内のもの

上記 a、b 各号に係る生産活動に使用する用具の取得。

#### 農業畜産融資

両者が併合する時は、前諸項の規定に従い、同一償還期日が設定される場合には、農業融資と畜産融資を合併して融資する事ができる。

#### 協同組合経由融資

農村生産者協同組合を通じて実行される。組合員たる農業者及び畜

産業者に対する融資は、前各項所定の「農業融資」「畜産融資」「農業畜産融資」と同様の形態をとり、かつ、前掲と同じ期限により行なわれる。

#### 農村家族の生活条件改善のための融資

農業家族の生活の条件の改善をもたらす、農業者家庭の為の物件の取得、及びその住居の小規模な工事を対象とし、2年以内の期間を許容された融資は、これに含まれる。

再融資実務は、O N C Rとその代行を認められた銀行との間に結ばれた契約によって行なわれる。日系銀行においてこの融資代行を認められたのは、昭和40年8月末現在では南米銀行が肥料資金として5億クルセイロ、営農資金として10億クルセイロがあるのみである。

これら最融資資金の利率は、年11%と外に監督料1%、計12%、期限は貸付対象によってそれぞれ1~2年又はそれ以上異っている。

代行融資枠は直接貸したると、組合経由貸したるとを問わず、又用途の多様性如何に拘らず、同一生産者に対しては5,000コント以下と制限されている。

#### 才6節 その他の農業融資

##### 1. ブラジル・コーヒー院 (I . B . C)

I B C が連邦政府のコーヒー政策担当機関として、収穫コーヒー豆の買取り、コーヒー豆収納庫の建設その他の業務に当たっていることは周知のとおりであるが、これと関連して、次の融資業務をも行なっている。

##### (1) 老齢樹整理資金

老齢コーヒー樹廃棄の場合、1本につき15クルセイロ、最高1ヘクタール当り12コント迄I B C が助成金を融通する。

支給の方法は、契約時に1/3、廃棄作業中に1/3、作業完了時に

1/3の分割払いとし、1カ年以内に作業を終らなければならない。

この助成金は建前は雑費となっているが、3年間に①老齢樹4本につき新植1本の割合で植替えを行なう。②短期又は半長期作物を経済的に指定された通り栽培する。③農業技師の責任の下に作製された通りに他の永年作物を栽培する。④ユーカーリ、松等の植林を行なう。⑤牧場に利用する。等のいずれかを実行すればそのまま補償金として貸えることとなり、これを行なわない者は支給された資金の1/3を返還せねばならぬ規定となっている。

#### 四 新植樹融資

前記老齢樹廃棄後にコーヒーの新植樹をなす者に対しては、一人の持地に対し最高4万本まで、1本につき80クルセイロの融資がなされる。その方法は新植の1年目に40クルセイロ、2年目に20クルセイロ、3年目20クルセイロの3回分割とし、返済は3カ年据置き後3年払いとする。

これらの資金はいずれも伯銀を通じて行なわれる。

(イ) なおコーヒー廃棄地における他の作物の植付け或はコーヒーの精製施設に対する融資も存在するが、これらは伯銀の該当融資業務の枠内で行なわれる。

## 2. 砂糖酒精院

砂糖酒精院もブラジル製糖業の育成を目的として次の融資を行なっている。

### (イ) 白糖製精資金の融資

白糖製精業者に対し、運転資金として、精糖60キロ詰1袋につき市価基準の大体60%（本邦は1袋730クルセイロ）の割合で融資を行なう。融資額の総額は伯銀と砂糖院の協議によって定められ、更に州別に配分される。

融資条件は年12%、外に2%の手数料が加わり、毎年6月～5

月末の砂糖年度1カ年を期限で行なわれる。資金の実際貸付けは伯  
銀によりなされる。この融資金は間接に甘しょ栽培農家への融資と  
もなる。

(ロ) 甘蔗作付融資

甘蔗作付け資金、肥料資金として、砂糖院が直接融資を行なっ  
ている。利率は年1.2%の外、2%の手数料が加算される。

(イ) 製糖工場建設資金の融資

製糖工場の建設並び機械建設のための所要資金につき、申請があ  
れば審査の上、砂糖院より融資が行なわれる。

この融資は当該地区における製糖工場の助成を必要とするや否や  
等の政策的目的と院の資金量とを勘案の上決定されるので、融資額、  
その条件もケース・バイ・ケースによって異なるようであるが、建  
設資金の60~70%程度が基準と見られる。

3. 農地改革基金

1964年11月30日附法令才4504号をもって農地法（所謂  
農地改革法）が公布され、これが実施機関として同65年3月31日  
附法令才……55889号をもって農地改革院（IBRA）が設けられ  
たが、これに伴い農地改革及びその施行機関の融資に必要な資金を供  
給するため、（農地改革基金）が設定された。農地改革基金は次のも  
のより構成される。

- I 現行法によって国が徴収する改良税
- II 国の税収入額の3%に当る特別割当
- III 法律で定められた旧農政庁（SUPRA）の割当資金
- IV 農地改革院と協定によって関連された機関及び団体の予算から生  
ずる資金
- V 受入寄付金
- VI 農地改革院の収入金

この農地改革基金の資金は20年間農地改革計画実施上の用途に向けられることとなっている(資料の部の6参照)。

この資金も広義の農村融資の一つとして作用するものと思われるが、まだ発足早々のため、その具体的内容は明らかでない。

以上の外に特殊機関として、東北経済開発庁(SUDENE)、アマゾン経済開発庁(APVEA)、南西国境地帯経済開発庁(SUDOESTE)等があり、それらの機関も、その地方開発に關し、一部の融資的活動を行なっているが、本稿ではこれを省略する。

(備考) 本稿を脱稿したところ、8月25日の当地新聞は、連邦政府が目下農村金融の体系付けを行なう目的での立法を議会に提案すべく準備を進めている旨を報じているが、内容は大体本稿記述の既存諸機関の組織的位置づけを関らんとするものようである。

以 上



才1表

## 伯国内金銀行貸出状況 (括弧内は%)

資料 IBCE

主要勘定	12月31日現在残高 単位100万クルセイロ					
	ブラジル銀行			其の他の銀行		
	1961	1962	1963	1961	1962	1963
融 資	765,118	1,424,126	23,297,48	488,305	756,118	1,188,136
短期融資	628,486	1,174,192	1,943,559	68,580	92,140	130,988
公的機関	461,548	913,189	1,540,371 (79.26)	5,474	7,358	17,682 (135.0)
公 団	11,737	17,926	36,900 (1.90)	1,134	2,608	8,579 (65.5)
銀 行	11,125	9,979	8,954 (0.46)	475	187	319 (0.24)
商 業	11,935	10,389	12,740 (0.66)	27,936	36,027	40,007 (305.4)
工 業	44,921	59,522	77,049 (3.96)	19,214	22,852	28,052 (21.42)
農 業	68,358	122,371	215,032 (11.06)	7,024	12,776	21,814 (166.5)
牧 畜	18,389	39,751	50,707 (2.61)	2,435	3,951	45,09 (34.4)
個 人 貸	473	1,065	18,06 (0.09)	4,888	6,384	10,026 (7.66)
抵当融資	—	—	—	5,285	5,644	7,656
割引手形	136,632	249,934	386,189	414,440	658,334	1,049,492
公的機関	531	100	100 (0.03)	1,501	2,691	5,032 (0.48)
公 団	136	3,431	4,026 (1.04)	1,882	1,953	3,695 (0.35)
銀 行	235	134	134 (0.04)	218	334	415 (0.04)
商 業	46,572	68,153	105,791 (27.40)	171,707	262,097	391,274 (372.8)
工 業	68,938	144,298	206,387 (53.44)	157,098	260,598	442,204 (421.4)
農 業	16,401	26,173	59,867 (15.50)	29,310	42,695	86,557 (82.5)
牧 畜	3,695	5,682	9,211 (23.8)	6,964	13,724	25,079 (23.9)
個 人 貸	124	1,963	673 (0.17)	45,760	74,242	95,236 (9.07)

表2 伯国内全銀行貸出状況(括弧内は%)

資料 Banco Central

主要勘定	12月31日現在残高 単位100万クルゼイロ					
	通貨官憲(伯銀)			商業銀行		
	1963年	1964年	1965年 3月末	1963年	1964年	1965年 3月末
商業	119,705 (16.29)	182,919 (14.31)	172,623 (13.66)	446,745 (36.92)	775,700 (34.80)	796,400 (33.64)
工業	291,531 (39.17)	463,847 (36.28)	438,090 (34.66)	511,249 (42.25)	943,800 (42.35)	1,009,100 (42.62)
農業	260,190 (35.40)	522,315 (40.86)	539,059 (42.65)	108,484 (8.97)	238,300 (10.69)	266,700 (11.27)
牧畜	60,651 (8.25)	105,130 (8.22)	109,358 (8.65)	29,588 (2.45)	73,500 (3.30)	80,200 (3.39)
個人貸	2,902 (0.39)	4,190 (0.33)	4,857 (0.38)	113,863 (9.41)	197,500 (8.86)	215,100 (9.08)
融資合計	734,979	1,278,401	1,263,987	1,209,929	2,228,800	2,367,500
融資総計		1963年		1,944,908		
		1964年		3,507,201		
		1965年3月末		3,631,487		

## 資料 1

### (法 規)

法令才 4595 号 (64 年 12 月 31 日附)

通貨・銀行・信用の政策・機関の統制、内国通貨審議会  
の創設、その他に関する件

(所謂銀行制度改革法)

#### 才一章 内国金融制度

才 1 条 本法令によって組織及び統制される内国金融制度は、次の諸項で之を構成する。

1. 内国通貨審議会 (以下審議会と略称)
2. Brasil 共和国中央銀行 (以下中銀と略称)
3. Brasil 銀行 (以下伯銀と略称)
4. 内国経済開発銀行 (以下開銀と略称)
5. その他の公私の金融機関

#### 才二章 内国通貨審議会

才 2 条 現在の通貨信用監督局 (SUMOC) 審議会は之を廃止し、その代りに、当国の社会経済的進歩を目的として、本法令の規定に従い通貨信用政策を立案するために、審議会を創設する。

才 3 条 審議会の政策の目的は次の通り。

1. 支払手段の数量を内国経済とその開発過程との、実際の必要性に適合せしめること。
2. 内外國に起因するインフレ又はデフレの事態の出現、及び経済的不況、その他の不均衡を、出来るだけ防止又は矯正するために、通貨の対内価値を統制すること。

3. 外貨建貯金の最善の利用に留意の上で、通貨の対外備値と、当國の國際収支尻とを、統制すること。
4. 内國經濟の調和のとれた発展に対して、好都合な条件を助成することに留意した上で、當國の諸地域に於て、公私の別なく、金融機關の、資金運用を指導すること。
5. 支払と資金動員の制度の、最大の効率に留意の上で、金融の機關と方法とを助成すること。
6. 金融機關の資金の流動化、及び債務支払能力の充実に、注意すること。
7. 通貨、信用、予算、租税、及び内外の政府債務を、調整すること。

才4条 次に列挙する事項は、審議會の權限に專屬する。

1. 中銀が、後記才49条の規定に従い、國庫との信用操作の、直接融資に充当する場合に、予め法律の規定により承認済の、紙幣の発行を（以下大統領拒否權行使）認可すること。

審議會は、更に中銀に対して、當國の生産活動と財貨流通の必要に応じて、前年12月31日現在に於る、支払手段の總額の、10%を限度とする、発行を認可することが出来る。なお正当な理由により、同限度以上に必要となつた、発行に対しては、大統領の教書を通じて、立法府の承認を、要請せねばならない。

この活動のための、緊急且不意の必要に基づき、発行を決定した場合には、審議會は、欠くことの出来ない発行を、認可することが出来る。但し、この場合には、直ちに大統領の教書を通じて、このようにして実施した発行に対して、立法府の確認を、要請せねばならない。

2. 本法令の条項及び限度に従い、中銀が、強制通用力を有する紙幣を発行するための（以下大統領拒否權行使）、条件を、決定すること。
3. 通貨及び信用の、必要總額を推定するために、中銀が作成した、通貨的予算を承認すること。
4. 紙幣及び鑄造貨幣の、一時的特質を（以下大統領拒否權行使）、決定

すること。

5. 金地金の売買、及び一切の外貨運用を含み、為替政策の指導方針及び基準を（以下大統領拒否権行使）決定すること。
6. 金融機関の側に於る、手形の引受、保証裏書及び総ての保証の供与を含む、一切の様式及び形態の、信用的操作を統制すること。
7. 連邦政府の投資に関する、前条の政策を調整すること。
8. 本法令の取締を受ける活動を行う、金融機関の設立、営業、及び監督、並に処定の罰則の適用に関する、細則を制定すること。
9. 必要に応じて、中銀の実施するものを含み、利息、割引料、手数料及びその他一切の形態に於る銀行業務及び金融の操作、並びに役務の報酬の、各限度を決定すること。

但し、下記に列挙する事項の助成に充当するための融資に対しては、有利な利率を保証する。

- (A) 土じょうの地力回復と施肥。
  - (B) 再植林。
  - (C) 農村的活動における家畜の疫病及び作物の虫害との斗争。
  - (D) 農村の電化。
  - (E) 機械化。
  - (F) かんがい。
  - (G) 農業牧畜活動に欠くべからざる投資。
10. 金融機関毎に、同一の雇客又は企業種別に、貸付け出来る、その資金の、最高比率を決定すること。
  11. 金融機関が遵守すべき、手許資金、固定資産、その他の資産目録に関する指教、その他の技術的條件を制定すること。
  12. 金融機関が遵守すべき経理及び統計の、一般的基準を公布すること。
  13. 2年を下らない定期的に、その性質並びに本支店の所在地を、考慮に入れた上で、民間金融機関の最低資本金を制限すること。

14. 金融機関の、予金総額の25%までの、納附（強制預託）金を決定すること。

此の納附金は、半額を限り、国庫の手形又は連邦公債の応募申込の形式により、或いは全額現金で、何れも審議会が下記の諸項に準拠して、追て決定する形式と条件に従い、中銀に交附せねばならない。

(A) 経済地理学的地域、資金運用に際して遵守すべき優先性、及び金融機関の性質別に夫々相違した実際比率を採択すること。

(B) （大統領拒否権行使）。

(C) 審議会制定の有利な利息及びその他の条件で、農業に対する融資に再び運用された場合に免除される納附金の比率を、決定すること。

15. 前項記載の算定に当り、公式金融機関に対して、その資本的統制権を保有する公法人並びに同関係の公団、及び官民共営会社の預金の控除を決定すること。

16. 強制納附（預託）金の運用を説明する報告書及び図表を、必ず翌月末日まで、国会に送付すること（以下大統領拒否権行使）。

17. 限度、期間、その他の条件を決定の上、銀行的性格の、一切の公私の金融機関と実施する再割引及び貸付の操作の細則を制定すること。

18. 国際収支尻に不均衡が生じ、又は左様な状態の切迫を予見するための由々敷い理由のある場合には、為替操作の独占権を中銀に賦与すること。

19. 中銀が、公債及び国家が参加する会社の証券の取引に当り、その遵守すべき基準を制定すること。

20. 中銀、及び連邦政府系金融機関に対して、官民共営会社、又は国営企業体が、発行し、又は責任を負う、株式、及びその他の証券の、応募、申込及び売買の、実施を認可すること。

21. 証券取引所及び公債仲買人の、活動を統制すること。

22. その流動性を保持し、本法令の目的に、その営業を適応させる趣旨から、公式金融機関の操作のための基準を制定すること。

23. 金融機関の維持する預金の限度を、払込済資本金及び自由準備積立金の合計額の、1.5倍までの範囲で、決定すること。

24 乃至 27 (省略)。

28. 当国で営業する外国銀行に対しては、その本店所在地に支店開設済、又は同志望の、当国銀行に対して同地で実施中の、禁止又は制限の規定と同一のそれを適用すること。

29 及び 30 (省略)。

31 限度、レイト、期間、その他の条件を決定の上、Swapを含む、為替操作統制の基準を公布すること。

才1項 審議会は、本条3処定の権限を行使して、伯銀に対して、一般的秩序の便宜上、新規の金融機関の営業認可を拒絶すべき旨を命ずることが出来る。

才2項 中銀は通貨の予算の遂行を監視し、審議会に対して有益だと思考した提案を添附の上、本件に関する報告書を提出することが出来る。

才3項 金属貨幣の発行は、常に等額の紙幣の回収を引き当てとして(以下大統領拒否権行使)、之を行う。

才4項 審議会は、必要と認めたる釈明を徴するため、政府当局、個人又は団体を招致することが出来る。

才5項 前記才4条1、及び後記才49条才6項の場合に、万一、国会が実施済の臨時発行を確認することを拒否すれば、責任当局は、50年4月10日附法令才1059号(註)の規定に従い、その責任を負わねばならない。

(註) 「背任罪に関する件」。

才6項 審議会は毎年3月31日までに、その前年度に於る当国の通貨信用的状態の、推移に関する報告書にして、本法令処定の目的の履行のために採択した措置を詳細に記載し、生産活動の必要に応ずるために行なった、紙幣発行総額に就て、正当な用途を説明したものを、国

会に送達せねばならない。

才7項 内閣住宅銀行は、審議会及び中銀の指導、認可、協調及び監督のもとに、不動産信用組合と共に、連邦政府の住宅政策実施の主要機関で、内閣金融系統の一部を構成する。本法令に基づく実施に關しては、抵触する特殊の規定は、すべて之を無効とする。

才5条 (省略)。

才6条 審議会は、次の役員で之を組織する。

1. 蔵相(会長)。
2. 伯銀総裁。
3. 開銀総裁。
4. 大統領が、予め上院の承認を得て、任命する6名(清廉潔白で、經濟財政的問題に卓越した。有能な者の中から詮衡され、任期6年で再選出来る)。

才1項 審議会は、最少限6名の会員の出席を要し、過半数の投票で採決し、蔵相は決定投票権を有する。

才2項 工商相及び企画經濟調整相は、審議会(以下大統領拒否權行使)に参加することが出来、その発言は必ず會議々事録に、之を登載せねばならない。

才3項 蔵相が欠席の場合には、審議会々長の職は、工商相、又その支障ある場合には、企画經濟調整相が夫々之を代行する。

才4項 根拠のある建議にて開陳された、重要な動機のある場合に限り本条の会員の罷免を決定することが出来る。

才5項 任期附の役職に空席が生じた場合に、後任者の任命は、本条Vの規定を遵守の上で、その残留期間に対して、之を行なう。

才6項 本条4規定の審議会の会員は、當國の各種の經濟地理学的地域を考慮に入れて、之を詮衡せねばならない。

才7条 審議会には、次の諸諮問委員会が従屬する。



## 1. 銀行委員会

同委員会は、次の各代表者で之を構成する。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 内国経済審議会       | (9) 州宮の銀行及び貯蓄銀行     |
| (2) 中銀            | (10) 民間銀行           |
| (3) 伯銀            | (11) 信託（信用，金融，投資）会社 |
| (4) 開銀            | (12) 証券取引所          |
| (5) 連邦貯蓄銀行最高審議会   | (13) 商業             |
| (6) 内国協同組合信用銀行    | (14) 工業             |
| (7) 東北銀行          | (15) 農業牧畜           |
| (8) Amazonia 信用銀行 | (16) 信用操作を行なう協同組合   |

## 2. 資本市場委員会

同委員会は、次の各代表者で之を構成する。

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| (1) 工商省     | (5) 民間銀行             |
| (2) 内国経済審議会 | (6) 信託会社             |
| (3) 中銀      | (7) 証券取引所            |
| (4) 開銀      | (8) 民営保険会社及び長期貯蓄債券会社 |

## 3. 農村信用委員会 同委員会は次の各代表で之を構成する。

- |                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| (1) 農務省           | (9) Amazonia 信用銀行               |
| (2) 農事改革庁 (SUPRA) | (10) 珈琲院 (I B C)                |
| (3) 内国配給庁 (SUNAB) | (11) 砂糖酒精院 (I A A)              |
| (4) 中銀            | (12) 民間銀行                       |
| (5) 伯銀農工業信用局      | (13) 伯國農村協会連合会                  |
| (6) 伯銀拓殖局         | (14) 農村信用操作を行なう州市(郡)<br>の公式金融機関 |
| (7) 内国協同組合信用銀行    | (15) 農村信用協同組合                   |
| (8) 東北銀行          |                                 |

## 4. (大統領拒否権行使)。

## 5. 工業信用委員会

同委員会は、次の各代表者で之を構成する。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 工商省     | (5) 伯銀農工業信用局 |
| (2) 企画経済調整省 | (6) 民間銀行     |
| (3) 中銀      | (7) 信託会社     |
| (4) 開銀      | (8) 工業       |

才1項 諮問委員会の組織と活動に関する細則は、審議会が之を制定する（以下省略）。

(A)乃至(C) （省略）。

才2項 同委員会の代表者は、当該団体の推薦に基づき、審議会が之を指名する。

才3項 審議会は、会員総数の3分の2の投票によって、同委員会の権限を拡大することと並んで、同委員会の権限に直接に関連する職能を持つ限り、本条に記載されない団体の代表者を許可することも出来る。

### 才三章 BRASIL 共和国中央銀行

才8条 現在のSUMOCは、中銀の名称の下に、所轄裁判所の所在地を連邦の首都とし、法人格と自己の財産を所有する、連邦公団に之を改組する。中銀の財産は、本法令の規定に従って振り替えられた各種の資産、権利、及び証券、並びに本法令施行期日に、現在明白に廃止済の、去る45年12月28日附大統領府特別法令（註1）才8495号（註2）才9条（註2A）の規定から生ずる、利息及び所得に相当するもので、之を構成する。

（註1） - Dcret Lei (Getulio Vargas)大統領の独裁政府が、立法府廃止中に、内閣最高審議会に諮問の上で公布した、法律の効果を有する行政命令）。

（註2） - 「銀行動員金庫等の権限のSUMOCへの移管に関する件」。

（註2A） - SUMOC会計の余剰金

単項 中銀の取得した純益は、その正味資産に、之を繰り入れる。

才9条 中銀は、主として、現行立法の命ずる規定、及び審議会の公布する基準を、履行し及び履行させる、権限を有する。

才10条 次に列挙する事項は、中銀の権限に専属する。

1. 審議会の認可した条件と限度に於て（以下大統領拒否権行使）、紙幣及び鋳造貨幣を発行すること。
2. 流通貨幣の役務を遂行すること。
3. 金融機関から、前記才4条14の規定による強制的納附（預託）及び後記才19条3及び才2項に基づく随意的預金を、受理すること。
4. 前記才4条14（B）（註）、及び後記才49条才4項の規定に従い、金融機関に対する、再割引及び貸付の操作を、実行すること。  
（註）－原文のミス・プリントと思われるも、そのままとする。
5. 一切の形態に於る信用の、統制を実施すること。
6. 法令の規定に従い、外国資本の統制を履行すること。
7. 金地金及び外国通貨から成る、公式準備金の、受託者となること。
8. 金融機関の監督を実施し、所定の罰則を適用すること。
9. 金融機関に対して、次の諸事項の認可を与えること。
  - (A) 内國に於る営業。
  - (B) 外国所在分を含み、その本支店の開設又は移転。
  - (C) 改組、合弁又は合併。
  - (D) 為替、不動産信用、及び連邦州市（郡）の公債、更に株式、社債、抵当証券、その他の信用手形、又は有価証券の恒例的売買の、各操作の実行。
  - (E) 営業時間の延長
  - (F) 定款事項の変更
10. 審議会の公布する基準に従い、民間金融機関の一切の管理職、並びに参事会、監査役会、その他の類似の機関の一切の役職への就任、及びその遂行のための、条件を決定すること。

11. 通貨政策の機関とし、連邦公債の売買操作を実施すること。
12. 金融機関の本店に対して、一年以上、その支店と取引中の商社の、信用調査台帳の登録を命ずること。

才1項 中銀は、本条9の権限を行使して、審議会制定の基準に従い、提出された申請書を検討の上、その認可、又は却下を、決定する（以下省略）。

才2項 外國の金融機関が、当國で營業出来るためには（以下大統領拒否権行使）、前項の規定を遵守の上、更に大統領府令による、行政部の認可を必要とする。

才11条 次の諸項も、中銀の権限に属する。

1. Brasil 政府の名に於て、外國及び國際的の金融機関と会談すること。
2. 連邦政府の代理人として、公債の売出を助成すること。なお同役務を担当することも、之を妨げない。
3. 為替市場の正常を働き、為替レートの相対的な安定性、及び國際収支尻の均衡を趣旨として、行動すること。この目的のために、海外に於て、金地金及び外國通貨を売買し、並びに信用操作を実行し、更に又、金融及び貿易の為替市場で操作することは、何れも之を妨げない。
4. 官民共營会社及び國營企業体の、証券の売買を実施すること。
5. 審議会制定の条件に従い、自己の責任の証券を発行すること。
6. 小切手、その他の証券の、交換役務の遂行の、細則を制定すること。
7. 金融及び資本の兩市場に於て、直接又は間接に、同市場に介入する企業体に対して、並びにその市場で利用する操作の過程に關して、常に之を監視すること。
8. 審議会の統制の下に、その事務局の役務を助成すること。

単行 中銀は、審議会の認可を受けて、通貨の配分と回収のための事務の、地方分権化、及び同審議会が採択し、又は法令の命ずる決定の履行を考慮に入れて、追って當國の各種の經濟地理学的地域に、支部を

開設する。

才12条 中銀は、公私の金融機関とのみ、操作することが出来る。本法令による例外を除き、然らざる公私の法人と、銀行業務操作を行なうことは、一切之を禁止する。

才13条 中銀の権限に属する、職務と役務の履行は、審議会の決定により、その制定する期間と条件に従い、之を伯銀と契約することが出来る。

単行 但し、伯銀の支店の存在しない市場においては、審議会が明白に認可した契約により、その制定する期間と条件に従い、他の金融機関に委託することは、之を妨げない。

才14条 中銀は、審議会が、前記才6条記載の同会員中から詮衡した、4名の構成員から成る、取締役会が、之を運営する。取締役の内1名は、総裁となる。

才1項 中銀総裁（支障ある場合に）は、審議会が指名する取締役が、その職務を代行する。

才2項 審議会々員の任期満了、辞任、又は資格喪失の場合には、同時に中銀取締役の地位も喪失する。

才15条 （省略）。

才16条 中銀の収入は、次の各項から成る。

1. 再割引、貸付、その他の運用利息。
2. 為替、金地金の売買、その他、一切の操作の利益。
3. 本法令の規定に基づく、監督費の取立収入。
4. 現行法制の規定に従い、適用される罰金及び延滞利息を含む、臨時収入。

才1項 後記才17条規定の一切の金融機関が、支払の義務を負う年次監督費は、65年以降は、中銀の制定する様式に従い、4月及び10月の末日までに各半期分を、同行に納附すべきことに、改正する。

才2項 監督費は、前年度末決算貸借対照表で確認された、該金融機関の

負債の合計額から、相殺見返り勘定の金額差引残の、1000分の0.5を限度とする。

才3項 監督費は、その他の予算収入と合算の上、中銀の経費を支弁することを目的として、金融機関の性質を考慮に入れた上で、前項記載の限度内で、審議会が、毎年之を決定する。

## 才四章 金融機関

### 才1部 定義と取締

才17条 自己又は才3者に属する、内外国の通貨による、金融的資金の蒐集、仲介、又は運用、並びに才三者所有の有価証券の保管を、その主要な又は附随的な活動とする。公私の法人は、本法令の実施上、之を金融機関と見なす。

単項 永続的と臨時的とを問わず、本条処定の一切の活動を行なう自然人は、本法令及び現行法制の実施上、金融機関に準じて、之を取り扱う。

才18条 金融機関は、中銀、又は外国銀行の場合には大統領府令の、夫々事前許可によってのみ、当国内で営業することが出来る。

才1項 公私の銀行、信託（信用金融投資）会社、貯蓄銀行、信用組合、信用部を有する協同組合の外に、証券取引所、保険会社、長期貯蓄債券会社、その発行した証券の抽せんによって、又はその他の一切の様式により、不動産、商品、又は現金から成る、懸賞の分配を行なう団体、及び金融機関の遂行すべき性質の操作又は役務を、金融及び資本の両市場に於て実行の上、自己又は才三者の勘定で、株式及びその他一切の証券の売買に関連した、活動を行なう自然人又は法人も、亦本法令の規定、及び統制の内で、その適用出来るものに、服従することを要する。

才2項 中銀は、その権限に属する監督の実施に当り、金融機関相互間に於る競争の条件を制定し、過度の競争には、本法令に基づく罰則を科して（以下大統領拒否権行使）、之を抑制する。

才3項 株式会社法の規定に基づく、株式の公募のための場合を除き、本条に包含された自然人又は法人の行なう、公衆の資金の募集を目的とする運動は、予め中銀の認可を、受けることを要する。

## 才2部 BRASIL銀行

才19条 伯銀は、引き続き審議会監督の下に、連邦政府の信用財政政策の、実施の重要機関で、これに専属する権限は次の通りである。

1. 追而更に与えられるべき、他のそれとは別に（以下省略）、国庫の財政的代理人としての資格に於て、
  - (A) 連邦の税金又は諸収入、及び後記才49条による操作の所得の、各取立額を、国庫の勘定に貸記の上、受領すること。
  - (B) 蔵相から送達された承認に基づいて、連邦の一般予算、及び附属諸法令の遂行に必要な支払、及び資金の補給を実施すること。但し、蔵相の承認は上記(A)による資金総額を、超過することは出来ない。
  - (C) 明白な合法的の認可に基づき、保証、裏書、保証状、その他の保証を、許容すること。
  - (D) 輸出用生産の在庫品を、買上及び融資すること。
  - (E) 農業牧畜生産物の、最低保証価格政策を、遂行すること。
  - (F) 海外に於て、支払又は受領の、代理人となること。
  - (G) 債還期限繰延再整理済の政府借款の、役務を実施すること。
2. 公団を含む、連邦政府のための、銀行業務役務の重要を遂行者として行政各省の官庁、社会福祉事業院その他の公団（以下省略）、及び政府勘定前渡金の責任者たる一切の自然人及び法人、（以下省略）の、各手許資金を、包括的に預金として受理すること。
3. 前記才14条3規定の金融機関の、随意的預金を受理すること。
4. 小切手及びその他の証券の交換決済の、役務を実施すること。
5. 後記才27条の規定の場合を除き、40年9月26日附大統領府特別

法令才 2 6 2 7 号 (註 1) 才 3 8 条 3 及 (才 4 3 年 1 1 月 1 日附則才  
5 9 5 6 号 (註 2) に基づく預金を、包括的に受理すること。

(註 1) - 「株式会社に関する件 (株式会社法)」。

(註 2) - 「創立中の株式会社の資本金払込額の強制預託に関する件」

6. 自身、及び審議会制定の条件により中銀の、各勘定で、外国通貨の売買操作を、実施すること。
  7. 前記才 1 3 条に基づく協定により、中銀のために、受領又は支払、及びその他の役務を実施すること。
  8. 対外貿易 (以下大統領拒否権行使) の政策を、遂行すること。
  9. 本件を統制する立法の規定に従い、中小規模の農村不動産の、取得又はその施設を、融資すること。
  10. 前記才 4 条才 4 項、及び後記才 5 3 条 9、各記載の恩典附で、農工業的活動を融資すること。
  11. 銀行網の行動を補充する、商業的活動を含む、信用を配布統制すること。
    - (A) 経済的活動の融資に於ては、当國の各地域別の信用の、必要性を充足すること。
    - (B) 輸出入の融資を行なうこと。
- 才 1 項 審議会は、進て、伯銀が充分な報酬を得て、本法令処定の職責を履行出来るように、特定の資金を保証せねばならない。
- 才 2 項 伯銀は、本条 3 に基づき受理した預金総額の内、当該勘定の勘定の正常を必要性を超過した部分を審議会制定の規準を遵守の上、本条 6 に基づく債務のために、中銀の利用に提供せねばならない。
- 才 3 項 本条 1 処定の職責は、伯銀と、蔵相を代理人とする連邦との、契約の対象事項である。
- 才 4 項 伯銀は、本法令の正確な遂行のために、必要だと判断した、一切の情報を、中銀に提供することを要する。



才5項 本条2の規定による預金は、審議会制定の、限度と条件に於て、連邦貯蓄銀行に、之を行なうことが出来る。

才20条 伯銀と中銀とは、前記才4条3記載の通貨的予算に、包含する目的を以て、共同で、前者の資金運用とその財源の、一般的綱領を編成せねばならない。

才21条 伯銀の総裁及び爾余の取締役は、何れも、清廉潔白で、卓越した能力の者でなければならぬ。

才1項 総裁の任命は、大統領が、予め上院の承認を受けて、之を行なう。

才2項 (省略)。

才3及び4両項 (大統領拒否権行使)。

### 才3部 公的金融機関

才22条 公的金融機関は、連邦政府の信用政策遂行の、補助的機関である。

才1項 審議会は、連邦公的金融機関の、操作的の活動、権限、能力、及び様式の、統制に關する細則を制定する。同諸機関は、審議会の定める處に従い、必ず、予め連邦政府の信用政策に、嚴重に調整済の、資金の調達運用の綱領を提出して、その認可を受けねばならない。

才2項 本条記載の金融機関の、取締役又は管理職者の詮衡、及び当該各会長の任命、及びその代理人の指名に際しては、前記才21条才1、2両項の規定を、遵守せねばならない。

才3項 公的金融機関の活動は、前記才4条の規定に従って、調整することを要する。

才23条 開銀は、52年6月20日附法令才1628号(註1)、及び56年11月26日附同才2793号(註2)で、各定義の分野に於る、連邦政府の投資政策遂行の、主要機関である。

(註1) -「開銀の創設、その他に關する件」。

(註2) -「經濟開発關係の財政措置の實施の延長に關する件」。

オ 2 4 条 非連邦系の公的金融機関は、民間金融機関に関する、規定の適用を受ける。但し、本法令実施期日に既存分の、創立様式の効力は、之を保証する。

単項 州當貯蓄銀行は、総て現行法制の実施上、連邦貯蓄銀行に準ずるものと見なす。前記オ 4 条 1 4 の規定による納附（強制預託）金、及びオ 1 6 条に基づく監督費は、之を免除する。

#### オ 4 部 民間金融機関

オ 2 5 条 民間金融機関は、信用組合を除き、その資本金の全部が記名式の株式で代表される。株式会社の形態に於てのみ、之を設立することが出来る。

オ 2 6 条 公私の金融機関の、創立資本金の払込みは、常に現金で之を行なうことを要する。

オ 2 7 条 創立資本金と、現金払込による増資との、各応募の別なく、少くとも応募額の 5 0 % は、即時に之を払い込まねばならない。

オ 1 項 株式応募者からの領収金額は、それから 5 日の期間に、中銀に之を預託し、該手続の解決期日まで、そのままにして置かねばならない。

オ 2 項 前項の応募資本金の、残額の払込は、該手続の解決期日から 1 年以内に、之を完了せねばならない。

オ 2 8 条 株式の公募と云う恒例の制度の外に、現金払込によらない資本金の増加は、審議会の制定した基準と、該金融機関の自家用不動産及び施設で代表される、固定資産部門の再評価（但し最高限度として内国経済審議会決定の再評価指数を適用済みのもの）に基づいて、準備積立金の繰入れで、之を達成することが出来る。

オ 2 9 条 民間金融機関は、その受理した公衆の預金の、少くとも 5 0 % を優先的に、当該州又は連邦直轄領で、運用する義務を負う。

オ 1 項 審議会は、特別の場合には、当該州及び直轄領別に、孤立的に又

は同一経済地理学的地域を構成する州及び直轄領の集団毎に、本条による比例の適用を、許可することが出来る。

オ2項 本店所在地でない市（郡）で営業する、金融機関の支店は、毎年地元で実施した、預金と貸付の量を、列記した報告書を、地元の主要な新聞に広告し、又は、万一その種の新聞紙がない場合には、営業店舗に掲示せねばならない。

オ3項 条 私人の金融機関は、投資会社を除き、中銀が、予めその正当な理由を徴した上で、明白に賦与済の、認可のある場合においてのみ、会社の如何を問わず、その資本金に参加することが出来る。但し、審議会が、一般的性格で制定した条件により、その応募を保証する場合は、この限りではない。

単項（大統領拒否権行使）。

オ3.1条 金融機関は、審議会の制定する会計規準を遵守の上、必ず毎年6.1.2の両月末日現在で、決算貸借対照表を作成せねばならない。

オ3.2条 公式金融機関は、取締役、監査役及参事両会々員、及びそれに類似のものゝ、指名又は選任を、事実発生の期日から15日の期間内に、中銀に通告することを要する。

オ3.3条 民間金融機関は、前記オ1.0条の規定に従い、前条の各役職者の選任に関する議事録を上記の期間内に、通告することを要する。

オ1項 中銀は、前記オ1.0条1.0記載の条件に該当しない、被選任者の氏名の、受理又は拒否を、決定すべきものとする。

オ2項 被選任者は、就任に先立ち、前項による認可を受けることを要する。

オ3項 前記オ1.0条1.0の期準により制定された、書類を全部提出済の上、前記オ1項の期間が、経過したにもかかわらず、中銀が、何等の意志表示を、行なわなかった場合には、就任を拒否しなかったものと、了解する。

オ34条 金融機関に対しては、次の各項の借款又は前渡金の、許容を禁止する。

1. その取締役、監査役及び参事両会々員、及びそれに類似のもの、並びにその各配偶者に対して。
2. 前段記載の者の、二等親までの、各近親者に対して。
3. 各件毎に、中銀が、特別に認可する場合を除き、10%以上の割合で該金融機関の資本金に参加する、自然人又は法人に対して。但し、審議会が、一般的性格で制定した限度内に於て行なわれた、商品の売買、又は質権設定の取引に基づき、正当な商業的効力で保証された、操作の場合には、この限りではない。
4. 10%以上の割合で、金融機関がその資本金に参加する、法人に対して。
5. 金融機関の一切の取締役、又は管理職者、並びに二等親までの各配偶者が、その資本金に10%以上の割合で参加する、法人に対して。

オ1項 本条1の規定に対する違反は、犯罪を構成し、反則の責任者は、1年乃至4年の禁錮刑に処せられる（以下省略）。

オ2項 本条4の規定は、公式金融機関には、之を適用しない。

オ35条 金融機関には、更に次の各項も、之を禁示する。

1. 債権及び利潤参加持分証券を発行すること。
2. 自家用に充たさない不動産を取得すること。但し、現金での解決が、困難又は疑わしい、貸付の清算に当り、受領した物件に就ては、この限りではないが、この場合には、その取得の期日から起算して、1カ年の期間内に、之を売却することを要する。尤もこの期間は、中銀の判断で、2回まで、之を延長することが出来る。

オ36条 民間金融機関は、施設に於る資産と合算した場合に、払込済の資本金及び自由準備積立金の、合計額を超過するような、自家用不動産に於る、資金の運用を、維持することは出来ない。

才37条 金融機関、前記才17、18両条規定の団体及び個人、並びに公債仲買人は、中銀がその権限の忠実な履行上、必要と判断した資料と情報を、その制定する様式で、それに提出する義務を負う。

才38条 金融機関は、その貸借方の操作、及び提供した役務に就て、秘密を守らなければならない。

才1項 司法部の命令により、中銀又は金融機関の提供する、情報及び説明資料、並びに法延に於る帳簿及び書類の展示は、何れも、常に、同様の秘密的性質を、保持せねばならない。従って、事件の正当な当事者だけが、上記の物件に接近することが出来、同物件は、事件に無関係な目的のために、利用することは出来ない。

才2項 中銀及び公的金融機関は、行政部に対して、情報を提供することが出来る。この場合に、重要を助機があれば、その公表見合せ、又は秘密の維持を、要請することが出来る。

才3項 国会の査問委員会は、憲法上、及び立法上の、広汎な調査権限（52年3月1日附連邦憲法才53条）の行使により、中銀経由を含み金融機関から、必要とする情報を、取得することが出来る。

才4項 本条才2、3両項による情報の要請は、連邦上下両院により、そして国会査問委員会関係の場合には特に同委員会の絶対多数決により、夫々その承認を受けることを要する。

才5項 大蔵省及び州の税務監督官は、訴訟手続が開始され、而も所轄当局が、それを欠くべからざるものと、認めた場合に於てのみ、預金勘定の書類、帳簿及び登録簿の、検査を行なうことが出来る。

才6項 前項の規定は、金融機関が税務当局に提出する、説明及び報告書にも、同様に之を適用する。前段の事項、及び前項の検査に就ては、秘密を維持することを要し、非公開的に取扱わない限り、之を利用することは出来ない。

才7項 本条に基づく秘密の漏洩は、犯罪を構成し、責任者は1年乃至4

年の禁錮に処せられる（以下省略）。

才 39 条 本法令の規定は、現行法制に包含された、諸規定の効力に、影響を及ぼすことなしに、当国に於て、既に営業中、又は追て営業所を開設することになる、外国金融機関に対しても、之を適用する。

才 40 条 信用組合は、その登録後 4 カ月以上経過した組合員、以外の者に対して、貸付を許容することは出来ない。

単項 本条の規定は、一切の他の型の協同組合の、信用部に対しても、之を適用する。

才 41 条 農業牧畜の協同組合が、その組合員に対して行なう、その経済活動に充当される、財貨及び物資の掛け売りは、之を信用部の操作とは認めない。

#### 才五章 罰 則

才 42 条 53 年 1 月 7 日附法令才 1808 号（註）才 2 条の辞句は、次の通り之を改正する。

「才 2 条 金融機関の取締役及び支配人は、その在任中、該金融機関の債務に就て、その履行済に至るまで、連帯にてその責任を負う。

単項 万一損害を生じた場合には、上記の連帯責任は、その総額に及ぶべきものとする。」

（註） - 「銀行及び小銀行の取締役の責任に関する件」。

才 43 条 本法令の規定により禁止された、貸付又は前渡金を許容した、金融機関の責任者は、犯罪を構成しない場合でも、行政及び民事の両法制で該当する、罰則とは別個に、更に当該価格の 2 倍に相当する罰金を科せられる。

才 44 条 本法令の規定に違反した場合には、金融機関、その取締役、参事、監査役、その他それに類似のもの、及び支配人には、現行法制で制定された、罰則とは別に、更に次に列挙する、それを科する。

1. 戒告。
2. 各種の罰金。
3. 役職の履行の停止。
4. 信用機関の管理支配の、役職の履行に対する、一時的又は永続的な失格。
5. 連邦及び民間信用機関を除く、公式金融機関の営業許可証の剥奪。
6. 本条オ1項に基づく抑留。
7. 前記オ3、4、3、8両条に基づく禁錮。

オ1項 戒告の刑罰は、現行法制の規定を、遵守しない場合の外に、更に（以下省略）、不正確な情報の提供並びに会計簿記整理の遅滞及び方法の、各場合に、何れも之を適用する。

オ2項 罰金は、下記に列挙する、怠慢又は詐偽を犯す度毎に、当国で実施中の最低給料最高額の、200倍を限度として、之を適用する。

(A) 一切の不正規によって、戒告を受けたにもかかわらず、中銀の制定する期間内に、それを矯正しなかった時。

(B) 資本金、準備積立金、手許資金、強制納附（預託）金、監督費、及び操作の役務に関して、本法令に違反した時（以下省略）。

(C) 中銀の監督に、明白に妨害を加えた時。

オ3項 罰金は、当該通告書受理の期日から起算して15日の期間内に、中銀への納附によって、之を支払わねばならない（以下省略）。

オ4項 本条3、4による罰則は、金融機関の利害関係事項の指導に当り、重大な違反が判明した場合、又は以前に罰金を科せられた違反行為の（以下省略）、再犯の場合に、夫々之を適用する。

オ5項 本条2、3、4による罰則は、中銀が之を適用する（以下省略）。

オ6項 罰金は、金額を中銀に納附することを要し、之に就ては、何人も介入することは出来ない。

オ7項 中銀から、正規の認可を受けないで、金融機関として活動する、

一切の自然人又は法人には、本条処定の罰金を、並びに法人の場合には、更にその取締役及び管理役職者に、1年乃至2年の抑留刑を、夫々科する。

才8項 前記才10条の規定による、監督を実施するために、中銀は、法人又は自然人の金融機関に対して、明白に信用状を与えた、その職員に対する、書類紙片又は会計帳簿の提示を、要請することが出来る。この要請に応じない場合には、監督の妨害と見なし、本条才2項の罰金を科する（以下省略）。

才9項 本条5による、営業許可証の剥奪の罰則は、中銀の提案に基づき審議会が、以前に本条3、4による刑罰を科せられた、違反行為の、明白な再犯の場合に、之を適用する。

才45条 非運邦系公式、及び民間の、両金融機関は、現行法制に従い、中銀の業務管掌及び裁判外破産清算制（註）の、各適用を受ける。

（註） 一 破産法の規定する裁判所扱の破産手続の代りに、特別法の効力により、従来SUMOCが実施した。

単項 本法令実施期日以降、本条処定の機関は、調停和議を申請することは出来ない。

## 才六章 総 則

才46条 償還局の行使したそれを含み、大蔵省の、法律及び行政命令上の権限は、審議会（以下大統領拒否権行使）及び中銀に、之を移管する。

才47条 伯銀再割引局及び銀行動員金庫の、申請によって行なわれた、紙幣の発行総額は、確定的に流通々貨額に編入の上、摂収を通じて、之を国庫の責任に移管する。

才1項 摂収に相当する金額は、かくして償還すべき債務の、完全を一覧表を、立法部に提出して、その特別の承認を受けた後で、本法令施行期日までに、完了した為替操作から、生じたものを含み、伯銀に於る、国



庫の財政的責任の清算に之を充当する（註）。

（註） 一相殺勘定は、結局、下記の3組を通じて、完了する。

国庫に於ては、（借方）伯銀再割引局の発券申請額と、（貸方）伯銀よりの借上金。

伯銀（再割引局）に於ては、（借方）伯銀に対する再割引と、（貸方）大蔵省に対する発券申請額。

伯銀（一般営業部）に於ては、（借方）国庫への貸付と、（貸方）再割引手形。

オ2項 伯銀再割引局の発券申請額の、摂取後に於る、国庫の責任の残存分の、清算のために、行政部は、立法部に対して、その資金と、そのために必要な財源を、明示した特別の提案を提示すべきものとする。

オ48条 前条の規定による財政的照合が、完了すれば、流通々貨の全責任は中銀に之を移管する。

オ49条 予算収入の先取り、その他一切の名義による、正規に認可された限度内に於る、連邦政府の信用操作は、公債又は国庫証券の売出を通じてのみ、之を行なう。

オ1項 国庫の赤字の内、国庫証券の直接中銀宛売却により、補填出来る部分は、連邦憲法オ73条オ1項2の規定による、予算制定法に基づき必要に応じて、これを決定する。

オ2項 中銀は、審議会の認可を得て、当該年度の予算制定法に従い、紙幣の発行により、直接に、国庫証券を購入することが出来る。

オ3項 審議会は、その独自の判断で、取引所に於る、国庫発行証券の建値維持政策を、決定する。

オ4項 予算統制法の公布後に生じた、補充的又は特別の、信用で充足せねばならない、連邦政府の、緊急的で延期出来ない、経費の場合に、万一国庫の状態が赤字の時には、国会は、このような経費補填のために、利用すべき財源を、本条記載の種類別により、別個に決定する。

オ5項 連邦憲法オ75条単項記載の事態（註）が、発生した場合には、大統領は、審議会が、紙幣の発行により、大統領府令で既に決定済の、臨時信用の総額まで、中銀を通じて、国庫証券を購入することを、決定することが出来る。

（註） 一戦争、内乱及び天災地変。

オ6項 大統領は、前項記載の、審議会に対する決定の指令には、発行の欠くべからざる動機を明示し、その確認を要請する旨の、国会に提出する必要がある教書の、写しを添付すべきものとする。

オ7項 予算収入の先取りによって売り出される、国庫証券の満期日は、当該会計年度終了後、120日以上、経過してはならない。

オ8項 行政部は、翌会計年度の3月15日までに、立法部に対して、前会計年度に於て、収入先取りのために発行したるも、償還するに至らなかった、国庫証券の清算様式を、提案する教書を、提出することを要する。

オ9項 伯銀、及び連邦が株式の過半数を保留する銀行業務機関は、本条記載の証券を、取得することが出来ない。

オ50条 審議会、中銀、開銀、伯銀、東北銀行、及び Amazonia 信用銀行は、税務上を含む、大蔵省に特有な恩典、免税、及び特権を、夫々享受する。但し、後の3者に限り、所得税特別賦課制度の、適用を受ける。

オ51及び52両条（省略）。

オ53条 農村又は牧畜融資の操作は、当国に於る現行最低給料最高額の50倍を限度として、手数料、評価費用、及び印紙税を免除し、公証役場に於る登録を、必要としない。

## オ七章 暫定規定

オ54条 行政部は、審議会が、その創設から、90日の期間に提出すべき、その提案を基礎として、立法部に即して農村信用を制定し、その特定分野

を規定し、当該財源を明示の上、その運用の様式を、明確にする法案を、提出することを要する。

単項 農村信用諮問委員会は、農村信用の一層有効を利用を考慮の上、経費を節約した、その配布に際して、既存又は追て創設されるべき機関、及び民間銀行網の、各調整を規定する、法案を作成する場合に、審議会を補佐せねばならない。

才55条 法令により農務省に賦与された、一切の型の信用組合、並びに協同組合が保有するその信用部の、営業の認可及び監督に、関する権限は、之を中銀に移管する。

才56条 伯銀再割引局及び銀行動員金庫は、之を廃止し、その資産、権利、及び義務は、中銀に之を移管する。

単項 その存廃問題は、追て之を解決することとし、銀行動員金庫の権限と特典は、爾今中銀が行使享受することにて、之を変更する。

才57条 本法令で規定された、伯銀為替局の正規の権限は、立法的事項に關しては、審議会に、又行政的のそれは、中銀と伯銀に、夫々之を移管する。

単項 伯銀銀行監督局は之を廃止し、その合法的権限と特典は、中銀に之を移管する。

才58条 (省略)。

才59条 貿易局は(以下省略)、貿易政策の執行機関として(以下大統領拒否権行使)、伯銀内に之を存続する。

才60乃至64条 (省略)。

才65条 本法令は、公布の期日から90日後に、その効力を生じ、抵触する規定は、之を廃止する。

## 資料 2

通貨信用監督局指令 才 2 4 7 号 (9 月 3 日)

### 市中銀行農村信用操作の特典に関する件

去る 3 月 7 日附指令才 2 3 5 号 (註 1) の、才一次優先範囲内 (註 1 A) に包含済である、農牧業生産の促進が、必要であることを考慮して、次の通り発令する。

#### 記

才 1 条 市中銀行が本期以降に、伯銀支店の存在しない市場に於て、生産者又はその組合を相手とした、下記列挙の操作条件に該当する、農牧業信用の典型的な操作に、実際に運用した金額は、今後は、去る 3 月 7 日附指令才 2 3 5 号 (註 1) 才 2 条による強制納附 (註 1 B) の処要額から、之を控除することが出来る。

(A) 50 万 C₹ までの信用受益者と認定せられ、自身で活動に従事する小規模の生産者が、経営する食料物資の栽培農産物や、採乳用牧畜への融資。

#### 〔備考〕

本条爾余の必要条件を充足する場合に、その合計が、該部類の操作の総額の、100% を超過しない限り、追而 50 万 C₹ 以上で 100 万 C₹ までの、均一額の融資を認可する。

(B) 120 日を下らず、且生産物の生育の周期と、その売捌のための合理的な期間の合算分を、保証するに足る期限。

(C) 37 年 8 月 30 日附法令才 3 2 5 3 号 (註 3) によって創設された機関の、何れかによって行なわれる操作。なお利息は、法定最高比率まで之を引き上げることが出来るし、操作額の 1% を超過しない監督費の徴収も、之を許可する。

才 2 条 前条の目的のためには、去る 8 月 5 日附貸借対照表に、掲載された勘定に於て、確認された残高と、去る 9 月 5 日附分以降の各回表 (月次試

算用及び期末決算用)上のそれとの、比較の上で判明する、各銀行店舗の農村信用操作の、増加分だけを計上する。

才3条 銀行は、立証及び統制のためにSUMOCが必要と判断した資料を、それに提出せねばならない。

才4条 本指令に基づく特典を利用した後に、預金残高が低減した結果として、手許資金に於て不時の困難を惹き起す可能性のある銀行は、再割引を行なう市場と、支払いを受け、又は請求をなすべき市場とが、必ずしも一致しない場合でも、前記才1条に基づく操作を代表する書類を、その資本金と自由横立金の合計額の、50%を超過しない限り、前記法令才3253号(註3)才30条(註3A)の規定に依り、現行の正常な枠の外に於て並びに蒙った預金残高の低減総額を限度として、再割引することが出来る。

才5条 左様な操作の監督のために、銀行は、伯銀と協定を締結することが出来る。又如何なる場合でも、大統領府の恩恵を受ける活動の、事業経営現地を管轄地域とする、該銀行の支店の、実施した事項を、報告せねばならない。

才6条 本指令の便益を利用する銀行が、各自に伯銀に維持する、SUMOC指図払の強制(預託金の)納附(額)は、如何なる場合でも、当座(及び期限90日未満の通知)と、定期(及び期限90日以上)の両預金量の、夫々2%及び1%相当額、以下であってはならない。

(註1) -「市中銀行の資金運用の枠の調定、強制預託金比率の改正、その他に關する件」(月報才50号参照)

(註1A) -才1、7両条に基づく、銀行の資金運用に対する優先性の枠に關する、附属表A(運用総額の最低40%)を指称する。

(註1B) -当座預金の2.8%と定期預金の1.4%、但し、内奥地帯營業銀行については、夫々2.0%と1.0%。

(註2) -「農村質及び同証券に關する件」

(註3) -「農村信用伝票の創設、その他に關する件」

(註3A) -「農村信用伝票の再割引に關する規定。」

資料 3

1963年3月2日付法律第4214号

農村労働法 一 抜 萃 一

才 9 部 社 会 事 業

才一章 農村労働者扶助保障基金

才158条 農村労働者の扶助保障基金を設定し、農牧産物販売額の1パーセントをこれに積立てられ、生産物の取引日から15日以内に生産者は、IAPI（産業労働者恩給年金）に対する最初の手続に際し、所定の伝票により積立金を納付する。

才1項 自家生産の農牧産物を原料として使用する工場の場合、前記納付金の額は、その使用原料の価格の1パーセントとする。

才2項 公営、私営を問わず、自動車運搬業者、鉄道、海運業者、航空業者は、本条の規定を履行したことを納付伝票の呈示により立証されない場合、いかなる農牧産物をも運搬することはできない。

資料 4

1963年12月10日付

大統領令第53154号

農村社会保障規制 — 抜 萃 —

第5編 農村社会保障の維持費について

第一章 収 入 源

第52条 農村社会保障の維持費は、下記の資金源により構成される農村労働者扶助及び保障基金（本規制では単に基金と称される）によりまかなわれるものとする。

1. 次の諸価格の1%に相当する農村社会保障税
  - a) 農業生産者が行なう最初の取引に際する農畜産品価格
  - b) 製造会社原料として用いる自家生産の農畜産品価格
2. 任意被保険者による（第2条2項）その掛金給与（Salário de Contribuição）の8%に相当する掛金。

第1項 本基金に帰すべき税金、掛金その他全ての金額を所定期日まで納入しない場合、その責任者は、本規則条項に予め定められている当該罰金とは別に、また、滞納通告の有無に拘らず、納入または利用期限満了翌日より起算し、1カ月につき1%の滞納利息を支払うものとする。

第2項 農村社会保障税を未だに支払っていない未加工農畜産品の取引は、第1回目の取引と見做す。

第3項 任意の被保険者の“掛金給与”とは、当該任意被保険者が、加入申込みの際し、表明する掛金々額の算定に用いる基準で、当該現行地方最低給与の3倍、4倍及び5倍の各枠で表わせられる。

第61条 本規制の制度に包括される生産者は、本基金の農村社会保障機関に登録済である旨を証明せぬ限り、連邦政府立または連邦政府の傘下にあ

る銀行より、いかなる補助金ないし融資を受けることが出来ない。また、連邦政府ないしその外公団の行なう、いかなる入札にも参加し得ず、不動産、船舶又は航空機を譲渡、譲与する、或は担保に入れることも出来ない。また、本条規定を無視した行為は無効とする。



資料 5

農村金融調整委員会

農業局

農業再融資業務一般条件

(抄訳) …… 要旨

1. 融資代行銀行を通じて実行される、CNCR 供与の金融援助は、農村生産者の共同組合を含み、従来より農業畜産活動に従事する個人又は法人のみが、これを受益することが出来る。
2. 協同組合に關しては、農村生産者組合のみがこれを受益することが出来る。同組合は、再融資のため、組合員によって契約される借入書類を融資代行銀行に提出する事が出来る。
3. CNCRの事業は、いかなる場合においても、既に融資代行銀行が農業信用として使用している資金を肩代りするためではなく、むしろその信用枠の拡張を目的とするものである。

CNCRのこの参加は、融資代行銀行の半期決算による不足額並びに同銀行が従来の融資事業を実際に継続するために、必要な資金を供与する程度である。

4. この業務は、CNCRの再融資の目的をもって代行銀行によって行なわれ、事業計画及び活動内容によって次の形態に分けられる。

農業融資 1. 融資期間1年以内のもの

ババス、郷子の採集、収穫、準備費用

2. 同2年以内のもの

a) 才一種必要食糧品の農耕作業費用及び畑作、果樹栽培を含む。その費用には、栽培、収穫、荷造り及び市場への運搬経費を含む。

b) 梢撰苗及び種子生産用の原野造成

- c) 種苗，殺虫剤，殺菌剤，農具，金物道具，鉄条網，小農機具の購入
- d) 受益者の所有にかかる，才一種必要食糧品産物の相当量収容可能な貯蔵庫，倉庫，納屋及び農産品乾燥床の建設，並びに作物洗滌室の設置。

畜産融資 1. 融資期間 1年以内のもの

- a) 肉および脂肪採取のための豚の飼育費及び肥育費
- b) 卵および肉の採取のための養鶏の事業資金，種鶏購入，初生雛購入。

2. 同 2年以内のもの

上記 a . b 各号に係る生産活動に使用する用具の取得。

農業畜産融資 両者が併合する時は，前諸項の規定に従い，同一償還期日が設定される場合には，農業融資と畜産融資を合併して融資する事ができる。

共同組合経由融資 農村生産者協同組合を通じて実行される。組合員たる農業者及び畜産業者に対する融資は，前各項所定の「農業融資」「畜産融資」「農業畜産融資」と同様の形態をとり，かつ，前掲と同じ期限により行なわれる。

農村家族の生活条件改善のための融資 農業家族の生活の条件の改善をもたらす，農業者家庭の為の物件の取得，及びその住居の小規模な工事を対象とし，2年以内の期間を許容された融資は，これに含まれる。

5. 代行銀行は割賦支払いを定める融資をする場合は，C N C R の再融資のためにその支払い回数と同等の複数手形を発行させなければならない。
6. 前項記載の再融資は，C N C R と代行銀行との間に締結された契約の有効期間内に期限の到来する手形に限られる。
7. 夫々の引渡し証の日付より逆算して，90日を経過する以前に返済期日

を設定した証書は、再融資として受理されない。

8. C I C R の再融資を前提とする代行銀行の業務は、才 4 項で定められたものの貸付で、専ら農業貸付証書（信用手形及び貸権付、抵当権付、又は質権、抵当権両者付の農業証書）か、又は 1937 年 8 月 30 日付法令才 492 号所定の契約書によるもののみとする。
9. 前項による証書の発行及び署名に關しては、
  - a) 代行銀行と直接結ぶ契約による債務の場合は、農村生産者は、同銀行宛てにそれを発行する。
  - b) 協同組合と締結する契約による債務の場合は、農村生産者は同組合宛てにそれを発行する。この場合、同組合はその証書を裏書きして代行銀行へ提出するものとする。
10. 才 4 項に定められたる事業に生産者が利用する物件（小機械、道具、殺虫剤、殺菌剤、用具、鉄材、鉄条等）の購入を対象とする融資は常に次の手続をとるものとする。
11. C N C R による再融資は、コストの支弁であれ、生産者の生産活動に使用する物件の取得に充てられるものであれ、その証書の期限が収穫期と一致する場合にのみ受理される。
12. 同一人の生産者に対して容認される現行融資枠は、直接貸したると組合經由貸したるとを問わず、又用途の多様性の如何にかかわらず、5,000,000 クルセイロスを超える事はできない。
13. 略
14. 各種の事業計画に対する融資額の合計は、当該融資金の用途（経費あるいは物件の取得又は両者共）のいかんを問わず、政府によって定められた最低価格を勘案して、その作物の最低価格が定められているときは、予想作物の最低価格の、又最低価格が定められていないときは、その作物の収穫時期における地方時価の、夫々 60% を超える事は出来ない。
15. 16 略

17. 代行銀行は、融資申請者が、同一目的のために他の機関よりも融資をうけたか否かをたしかめるため、ブラジル銀行のみならず、農業活動に融資する他の諸機関と接触を維持しなければならない。（以下略）
18. 19. 20. 略（代行銀行の手続を規定）
21. 融資代行銀行は、C N O Rが書類の検査および適当と認められるその他の事項の点検を含む再融資金額の用途を監督する権利を有することを保証し、且つ農村生産者或は融資に関与した協同組合についても同様の権利が保証されるよう措置をとる。
22. C N O Rは、融資代行銀行に対して行なう自己の業務および代行銀行が農村生産に対して行なう業務を監督するための監督団をもち、且つ才三者にその任務遂行を代行させることが出来る。

農 地 法 — 抜 萃 —

才三章 農地改革の資金調達

才1節 農地改革基金

才27条 農地改革およびその施行機関の融資に必要な資金を供給するために農地改革基金を設定する。

才28条 農地改革基金は次のものから成る。

1. 現行法に依って国が徴収する改良税
2. 国の租税収入額の3%に当る特別割当
3. 法律で定められた農政庁(SUPRA)の割当資金。但し才117条の規定を除く。
4. 農地改革院と協約によって関連された機関および団体の予算から生ずる資金。
5. 受入寄付金
6. 農地改革院の収入金

才1項 本条1, 2の資金および金庫ならびに地方農地改革企画施行に対するすべての追加融資から生ずる資金は、廃止することもまた他の用途に適用することも出来ない。

才2項 農地改革院の所有する又は受惠する各年度末における上記割当金の残額は廃止されずにその全額を本法の目的に応じて適用されねばならない。

才3項 本条の各号に規定する税金割当金、資金は、20年間農地改革計画実施上の使途に向けられる。

才4項 2号に規定される資金および前年度の1, 3, 4号に依る収入からなる農地改革院の収入に關する行為は、1月1日付で公費会計検査院に登録されたものと認められ、それら資金は國庫に分配せられ、國庫は

これをブラジル銀行に農地改革院の名義でこれを1月31日、4月30日、7月31日、10月31日まで4回に分けて預金するものとする。

才29条 農地改革地方計画の施行は、農地改革基金の外、農地改革院と協約によって結合する機関、団体、特に北東経済開発庁（SUDENE）、アマゾン経済開発庁（SPVEA）、サンフランシスコ流域委員会（CVSF）、南西国境地帯経済開発庁（SUDOESTE）などの地方開発機関の財的援助を受けることが出来、これらの機関はこの目的のために総予算額の最低20%を割当てねばならない。

単項 本条に規定する資金はそれぞれの地方計画が認可された後農地改革院に引渡され、同院はそれと同額を計画施行のため支出する。

才30条 本法の目的のために政府は寄付を受け、又105条の限度まで内外国の借款を設定することが出来る。

才31条 農地改革院は次の権能を与えられる。

1. 農地改革地方計画の融資、施行、管理を州、市郡、公共および私的団体と協約を結ぶ事。
2. 本法の目的のために農業国債を売出すこと。
3. 本法の目的のために金融取引、売買を行なうこと。
4. 公益のため又は公共的有用、公共的必要のための収用に關する場合を含み、裁判上、行政上の行為を行なうこと。

